

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和8年7月2日

横浜市契約事務受任者
下水道河川局長 遠藤 賢也

1 契約の概要

高島第一ポンプ場雨水ポンプ等緊急応急措置工事

2 履行（納品）場所

西区高島2丁目13番地先

3 契約日

令和8年6月4日

4 履行日又は履行期間

令和8年6月4日から令和9年3月31日まで

5 契約金額

¥55,000,000.-（うち消費税及び地方消費税額¥5,000,000.-）

6 契約の相手方（名称及び所在）

新明和工業株式会社

本部長 長井 諭

横浜市鶴見区尻手3丁目2番43号

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

高島第一ポンプ場は、西区高島二丁目に位置し、降雨時に横浜駅東口周辺の雨水を帷子川水系へ排水するための施設です。雨水ポンプは、高島第一ポンプ場内に6台設置され、降雨時の雨水等を帷子川水系に排水する設備です。

うち4台の雨水ポンプは、今年度の整備工事の対象機器であり、同時に3台を撤去する必要があります。

そのような中、整備工事対象外の雨水ポンプ2台に損傷が確認され、運転不能の危険性が高い状態であることがわかりました。

整備工事の施工を進めるうえで、整備工事対象外の雨水ポンプ2台は、雨水排水機能を確保するために必要不可欠な雨水ポンプです。また、施工期間中に故障等で雨水ポンプが運転不能となった場合、雨水排水機能が確保されず、浸水被害が生じる恐れがあ

るため、緊急に随意契約を行いました。

8 契約の相手方の選定理由

当該事業者は、故障発生時に高島第一ポンプ場で他工事を施工中の業者で、早期の対応が可能であり、施工能力を有した事業者です。

本工事を緊急に施工できる体制を有しており、現場の状況を十分に理解している唯一の業者であることを踏まえ選定を行いました。

9 所管課

下水道河川局神奈川水再生センター